

「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」及び関係通達の一部改正案に関する意見公募について

令和8年9月24日
国土交通省航空局

国土交通省では、「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」、「航空法施行規則第194条及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の運用について」及び「危険物の危険性評価及び判定基準等について」の一部改正を検討しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

<意見公募要領>

意見公募対象

「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」、「航空法施行規則第194条及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の運用について」及び「危険物の危険性評価及び判定基準等について」の一部改正案

意見公募の趣旨・目的・背景

別添「「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」、「航空法施行規則第194条及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の運用について」及び「危険物の危険性評価及び判定基準等について」の一部改正案について」のとおり。

案及び関連資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、連絡先窓口（担当課）において配布し、又は閲覧に供することとします。

意見公募期間

令和8年9月24日（木）から令和8年10月26日（月）まで（必着）

意見の提出先・提出方法

意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、以下の①～③のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

また、提出の際には、必ず「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」及び関係通達の一部改正案に関するパブリックコメント」と明記いただきますようお願いいたします。

① 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームからご提出ください。

※添付ファイルは利用できません。

② 電子メールの場合（テキスト形式でお願い致します。）

電子メールアドレス：hqt-dg-jcab@gxb.mlit.go.jp

国土交通省航空局安全部安全政策課 あて

③ 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省航空局安全部安全政策課 あて

留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

お問い合わせ先

国土交通省航空局安全部安全政策課 担当：運送技術係

TEL：03-5253-8111（代表）（内線：50124）

(意見提出様式)

国土交通省航空局安全部安全政策課 意見募集担当 あて

「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」及び関連通達の一部改正案に対する意見

1. 氏 名

2. 住 所

3. 電話番号

4. 電子メールアドレス

5. 意 見
(該当箇所)

(意 見)